

町村週報

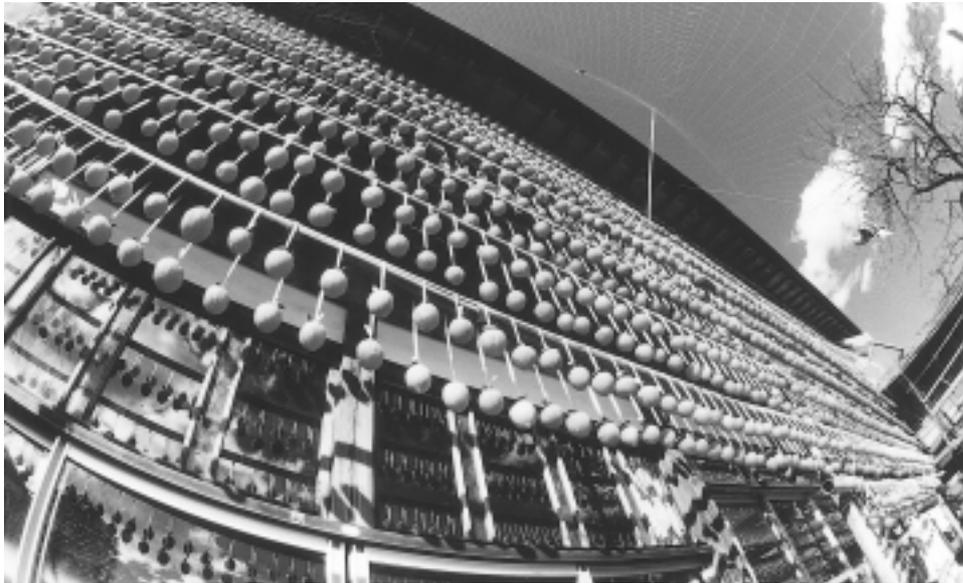
(町村の購読料は会費
の中に含まれております)

2292号

毎週月曜日発行

〒100 0014 東京都千代田区永田町 1 丁目11番35号 : 電話03 3581 0486番 FAX03 3580 5955

発行所 **全国町村会** 発行人 渡辺 明 : 定価 1部40円・年間 1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697



干柿づくり

もくじ

活 動	市町村合併・介護保険で緊急要望 〓 全国町村会	(2)
活 動	オウム真理教問題で要望 〓 地方三団体	(3)
政 策	「学級崩壊」対策など新規要求を充実 〓 平成十二年度文部省予算概算要求重点施策	(4)
フ	森の中の遊湯星の村づくり 〓 奈良県大塔村	(7)
ォ	「絵本」によるまちづくり	(10)
ー	政策リーダー	(11)
ラ	富山県大島町長 吉田 力	

閑話休題

町村を訪れるたびに首長や財務担当者から聞かされた「合併しなければ交付税を削減する」という自治省の姿勢が、朝日新聞の記事(十月十七日付朝刊)であきらかにされた。読んでいない人のために要約すると、「小規模町村の交付税削減」はすでに九八年度からスタートしていて、人口四千人を補正の上限とする新たな算定方法を「商工行政費」「企画振興費」「河川事業などの土木費」に適用し、人口が四千人未満の四百六十四の町村で合計三十七億円を削減、九九年度は削減の対象をさらに「消防費」「義務教育以外の幼稚園などの教育費」などに広げたほか、「農業行政費」も農家百五十戸で頭打ちになるように見直し、五百四十四町村で三十八億円を削減した。二〇〇〇年度は「社会福祉費」「高齢者保健福祉費」などにも上限を定めるといふ。

角を矯めて牛を殺すな

九八、九九の両年度で削減された額は七十五億円になる。交付税特別会計の借入金も九九年度末で二十九兆六千億円だから、削減額は「雀の涙」みたいなものだが、削減された町村にとっては、「青天の霹靂(へきれき)」である。明治以来、地方行政の根本理念

であった「あまねく、ひとしく」も、無い袖は振れぬ」という財政の壁には影が薄くならざるをえないとも受け取れる。もっとも、自治省にしてみれば、町村合併によって地方自治体の体力をつけることが、これからの「あまねく、ひとしく」の姿につながるという解釈をしているのかも知れない。

ただ、現実問題として考えてほしいのは、前回この欄で触れたように、たとえば鳥取県の西伯町を核として四か町村が「介護保険」の地域連合を組んだように、これに対も、「生活廃棄物の処理(ダイオキシシン対策)や「高齢者対策」などテーマ別に地域連合を組むケースがトレンドとなりつつあるのだが、交付金を削減される人口四千人以下の町村が連合から疎外される心配が出てくるのではないが、地域連合は民間から湧き出た知恵である。角(つ)の矯(た)めて牛を殺すことがあってはなるまい。

なお、この鳥取県西伯町等の地域連合について、前回(十月四日付、二二八八号)の記事では、結成してすでに「二年」が経過していると説明しましたが、「二ヶ月」の誤りでしたので、訂正しておきます。

(評論家 草柳大蔵)

●写真募集●

本誌表紙に掲載の写真を募集しています。四季折々の風物や行事など適当な写真がありましたらご寄贈下さい。(写真には題名、町村名を付けて下さい)なお、採否は当方に一任願います。送り先: 全国町村会・広報部

全国町村会

市町村合併・介護保険で緊急要望

正・副会長が政府・与党に実行運動

全国町村会は、十月二十二日開催の常任理事会において市町村合併問題について協議し、「市町村合併に関する緊急要望」を決めた。今回の要望は、去る九月十九日の政調・常任合同会議での意見や、地方交付税算定方式の見直しと合併促進を関連づけるような報道が

みられることに鑑み、あらためて要望を行ったもので、会議終了後、山本会長(福岡県添田町長)、佐々木副会長(北海道えりも町長)、宇都宮副会長(愛媛県宇和町長)が自治省を訪れ、二橋事務次官、香山官房長、中川行政局長等に実行運動を行ったほか、西田副会長

(石川県川北町長)が自由民主党・森幹事長に面談して要望を行った。また、十月二十七日には、政府与党において介護保険制度見直しの論議が行われていることについて、市町村が懸念の準備を進めていくこの時期に制度の根幹に関わる論議が行われ、未だ国の方針が定まらないのは甚だ遺憾であるとして、全国市長会と共同で「介護保険に関する緊急意見」をまとめ、

由・公明各党の幹事長、政調会長等に要望運動を行った。

さらに十月二十八日には山本会長が、丹羽厚生大臣に対し介護保険制度について、自由民主党の池田総務会長・亀井政調会長・佐藤組織本部長、自由党・藤井政調会長、公明党・坂口政審会長等には市町村合併及び介護保険制度について要望運動を行った。

市町村の合併に関する緊急要望

近年、地方分権の推進、少子・高齢化の進展、財政状況の著しい悪化等を背景に市町村合併の推進が様々な場面で大きく取り上げられている。

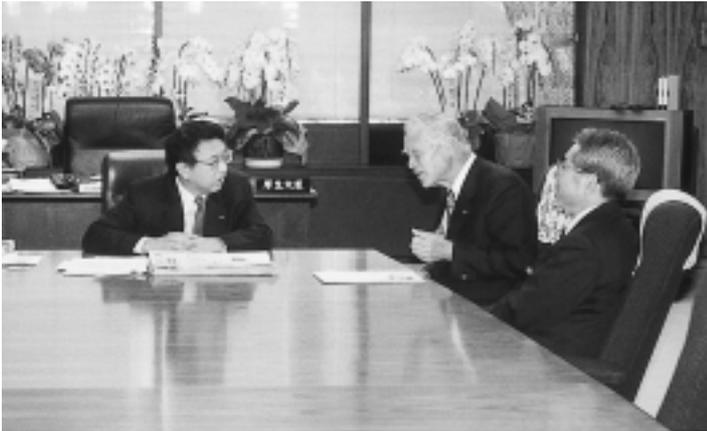
このような中であって、自治省は、先般、「市町村の合併の推進についての要綱」の作成を求める「市町村の合併の推進についての指針」を都道府県に通知したところである。

もとより、複雑・多様化する町村の事務事業の適切な処理、実行の段階に入った地方分権を推進するためには、市町村の行財政基盤の充実が必要であることは言うまでもない。

しかしながら、それぞれの町村は、歴史的な経緯、文化・風土や地理的条件等が異なっており、市町村合併は、将来にわたる地域の



二橋自治事務次官等に要望する(右から)山本会長、佐々木副会長、宇都宮副会長



丹羽厚生大臣(左)に要望する山本会長

見」をまとめ、本会の佐々木副会長が全国市長会・喜多社会文教分科委員長(大阪府守口市長)とともに、青木官房長官、丹羽厚生大臣はじめ、自民・自

活 動

あり方や住民生活に大きな影響を及ぼす事柄であるので、関係市町村の自主的な判断を尊重することが何よりも重要である。

よって国及び都道府県は、市町村合併について、地域住民の意思を十分に尊重するとともに、下記事項に十分留意の上、合併を強制することのないよう強く要望する。

記

一、合併パターンを作成する場合にあつては、各々の地域住民が営々として育んできた歴史、文化、

連帯感に十分配慮するとともに、町村及び地域住民の意見を取り入れた上で作成すること。

二、市町村合併の強制を意図した地方交付税算定の見直しは絶対におこなわないこと。

介護保険に関する緊急意見

介護保険法の成立に伴い、各市町村は、既に要介護認定業務を開始するなど、目下、懸命の準備を進めているところである。しかるに、この時期に至つて、

オウム真理教問題で要望

地方三団体

全国町村会と全国知事会、全国市長会の地方執行三団体は、オウム真理教が全国各地で様々なトラブルをひきおこしているため、十月十四日に「オウム真理教対策に関する要望」をまとめ、法務省、警察庁等関係方面に提出した。

オウム真理教対策に関する要望

松本サリン事件や地下鉄サリン事件などを引き起こしたオウム真理教は、最近、その活動を一層活発化させている。そのため、全国各地で地域住民との間に様々なトラブルを生じ、住民に大きな不安を与えている。

関係する地方公共団体においては、住民が安心して暮らすことができるよう、オウム真理教をめぐむ問題を一日も早く解決し、不安を解消するため努力しているが、自治体のみでこれを根本的に解決することは困難である。

よって、国においては、各省庁間の一層の連携の下、オウム真理教の活動実態を的確に把握し、問題発生防止に当たられるとともに、オウム真理教の活動規制等の立法措置を含め、速やかに実効性のある万全の措置を講じられるよう強く要望する。

市町村の意見を聞くこともなく制度の根幹に関わる論議が行われ、国の具体的な方針が未だ明確となっていない。国の決定に従って実務を担当することとされ、苦勞を重ねている市町村としては、もはや耐え難い思いである。緊急に次の意見を提出するので、制度を定めた国としての責任において万全の措置を講じられるよう強く要請する。

一、制度を運用する現場での混乱をひきおこさないように十分配慮しつつ、早期に国の具体的な方針を明示すべきである。

二、特にこの段階での保険料の凍結論には、否定的な意見が多いが、仮にそのような検討を行うとしても、その実施方法については、凍結解除後の問題を含めて国の責任において統一の方針を明示するとともに、その財源は明確な形で全額国庫負担とすべきであり、一部にしる地方負担を求めめるようなことには、到底承服できない。

三、介護保険制度に関する財政措置については、既に、繰り返し調整交付金の別枠化、財政安定化基金の国及び都道府県負担、低所得者対策等関連する財政負担についての措置等を要請しているが、まず、これらを優先させて十分な措置を講ずることとすべきである。

解 説

平成12年度予算概算要求重点施策

文 部 省

「学級崩壊」対策など新規要求を充実

文部省の平成十二年度予算概算要求は、一般会計で前年度比一・三％増の五兆九千四百七十五億四千五百万円となった。これに「情報通信・科学技術・環境等経済新生特別枠」の四百九十八億八千万円を加えると、伸び率は二・二％増となる。児童・生徒が勝手に振る舞い、授業が成り立たなくなる「学級崩壊」対策として小学校授業への非常勤講師の配置、不適格教員の人事管理の在り方に関する実践研究など、新規施策を充実させた。特別枠では、小淵恵三首相が提唱した「ミレニアム(千年紀)プロジェクト」として、全国の公立小中高への校内LAN(情報ネットワーク)の整備などを柱とする「情報化による教育立国プロジェクト」の経費百五十億円が盛り込まれている。

非常勤講師に教員OBら

学級崩壊対策では、未然防止・早期解決に向けて、学級崩壊が発生、または予兆のある小学校に対し、都道府県教育委員会の判断で非常勤講師を配置。チームティーチングにより学級全体に目を行き届かせ、きめ細かな指導を行う。

非常勤講師には、在職時の学級経験が豊富な教員OBやOGらを中心に想定、配置先は、六学級以上ある小学校計二千二十一校。交通費などの三分の一を都道府県に対して補助、四億四千万円を計上した。非常勤講師は、学校ごとに学期を決め、集中的に配置、およそ週五日半程度

の勤務になるといふ。

また、「学級運営の在り方についての調査研究(千五百万円)も実施、学級崩壊がなぜ起こるのか探ることとした。平成十一年度も、国立教育研究所に同様の調査を緊急委託しているが、今回はさらに広い視野から総合的な研究を行い、解決策を導く。調査研究協力者会議を設け、

①学級担任制と教科担任制の在り方
②チームティーチングや個別指導(少人数指導)などの指導方法
③学級運営や、地域・家庭との連携、教員の協力的体制の在り方、非常勤講師・ボランティアなどの活用の在り方などを研究する予定。

「不適格教員」問題にメス

子供を適切に指導できない「不適格教員」について、採用・昇進・異動・退職などの在り方を検討するため、「新しい教員の人事管理の在り方に関する調査研究(五千五百万円)」を実施する。二十六の都道府県・政令市教育委員会に委嘱し、机上の議論ではなく、現場での実践を通して効果的な人事管理を研究してもらう。期間は原則一年間とするが、場合により三年程度継続して委嘱することもあるという。問題教員の代わりに非常勤講師を配置するなどの実践研究を行う場合は、その費用も財政支援する方針。

適格性を欠く教員の扱いは、都道府県教委にとって悩みの種。文部省によると、明白な事件でも発生しない限り、公務員の手厚い身分保障が

あるため、(免職や休職などの)分限処分の適用は難しい(教育助成局)ためだ。しかし、東京都では既に、平成九年度からこうした教員を認定し、授業から外す取り組みを進めている。昨年九月の中央教育審議会の答申でも、「子供との信頼関係を築くことができないなど、教員としての適格性を欠く者や、精神上の疾患などにより教壇に立つことがふさわしくない者が子供の指導に当たることのないよう適切な人事上の措置を取るとともに、他の教員に過重な負担がかかることのないよう非常勤講師を任用するなど、学校に対する支援措置を講じるよう努めること」と提言しており、同省は「難題」に着手することにした。調査研究を通じ、各教委が参考となる事例集の作成を目指す。

小学校の英会話教育を支援

小学校段階での英会話教育の支援は平成十四年度からの新学習指導要領で導入される、総合的な学習の時間(対象は三年生以上)で、国際理解に関する学習の一環として英会話授業を採り入れることが可能になることに対応する。総合学習の時間は準備が整った学校では平成十二年度から前倒し実施できるため、希望する小学校にネイティブスピーカーの外国語指導助手(ALT)を派遣する。

ALTは現在、文部、外務、自治の三省が七カ国から約五千二百人を招へいし、主として中学・高校に派遣しているが、平成十二年度は、六

政 策

千人程度まで増員する。これに伴い、「小学生への中途半端な教育は良くない」(初等中等教育局)とALT向けの指導事例集四千部や、これまで英語に縁のなかった小学校教員のための手引書も三千五百部を作成するため、その経費として計千三百万円も盛り込んだ。

さらに、土日を利用した「地域で進める子ども外国語学習」(一億八千九百万円)も展開する。モデルとして百地域(各都道府県に最低一カ所)を指定し、小学四・六年生をターゲットに実施。地域の公民館、外国語学校、インターナショナルスクール、カルチャーセンター、外国語塾などを活用し、例えば、外国語塾の講師らに英会話教育を委託する。講師には週一回、八十分程度の謝礼金を支払う。

満三歳誕生日から入園OKに
少子化対策として、幼稚園の入園に関して、満三歳の誕生日を迎えた後の四月から入園する「慣例」を改め、満三歳の誕生日から入園を可能にする。育児不安を抱えていたり、早期に集団生活に慣れさせたいと願う保護者ニーズにこたえるもので、私学助成や市町村への就園奨励費補助を増額。現在は、文部省令の「幼稚園設置基準」が「学級は、学年の始めの日の前日において同じ年齢の幼児で編成することを原則とする」と改めていることから、満三歳の誕生日以降、四月になるのを待たなければ入園できない。

これに伴い、「満三歳時入園につ

いての調査研究」(二千四百万円)を実施。全国二十地域を指定して、①保育内容・方法②クラス編成、幼児と教師の割合③保育時間、保育日数④家庭との連携・保護者の保育参加などを先導的に研究する。

幼稚園就園奨励費は、前年度比二・六%増の百六十九億二千七百万円。新たに、同時に二人以上の子供を幼稚園に通わせる保護者への支援策として、第二子以降の教育費負担を軽くするための単価改定を行う。生活保護世帯や市町村民税非課税世帯、年収が七百万円未満の世帯などが対象。これにより、平均的な保護者の自己負担額は、第二子は第一子の九割、第三子以降は八割程度に軽減されるといふ。

さらに、マルチメディアを活用した地域幼児教育センター機能の開発に関する調査研究(二千七百万円)も実施。近年、幼稚園は、未就園児を含め、親子が気軽に集まって子育てのノウハウを収集する地域の身近な「幼児教育センター」としての役割を果たすようになってきている。しかし、パソコンの普及する現状から、マルチメディアを活用した子育て支援。パソコンネットワークシステムを構築。全国十カ所をモデル地域に指定して実践してもらおう。いつでもどこでも、幼児教育センターとして幼稚園を活用できるように環境整備に役立てる。

教職員配置の改善増は千二百人

義務養護教育費国庫負担金は、〇・

八%増の三兆六百六十四億七百万円となった。第六次公立義務教育諸学校教職員配置改善計画は、最終年度に当たり、千二百人の改善増を要求する。児童生徒の減少による自然減は八千八百人で、これを差し引いた定数は七千六百人の純減。改善規模は、前倒し要求した平成十一年度二千五百十五人の半分弱となった。

また、大学生や児童・生徒の学力が低下しているとの指摘に対応し、全国の小中高生を対象とした学力調査を実施するため、五千万円を計上した。小学校高学年と中学校、高校の児童・生徒約十万人を対象に、ペーパーテストを実施。学習指導要領の目指す資質・能力がどの程度身に付いているか、指導上の問題点は何かなどを三年間かけて明らかにする。専門家をつくる調査研究会を設け、平成十二年度はテストの内容や実施方法を検討、十三年度は調査を実施、十四年度に調査結果の分析、まとめを行う。

文部省は、「ゆとりを強調する学習指導要領が大学生の学力低下の原因」などとされる学力低下論に対して、「客観的データに基づいたものではない」などとし、国際比較調査や過去の学力調査の結果から、児童・生徒の学力は「良好」との見解を示している。今回の調査では、学力に関するデータを集め、低下論に反証をあげたい考えだ。

新学習指導要領の「総合的な学習の時間」への対応では、「学校におけるボランティア等活用推進事業」

(一億一千万円)に取り組む。総合学習の時間は、各学校の創意工夫で、これまでの教科にとらわれない学習活動を行うことが求められている。各学校の力量が問われるもので、校内の教師だけでは対応が難しい。また、開かれた学校づくりを進める上でも、各教科の指導や活動で地域の人々の協力による教育活動が必要となってくる。そこで同事業は、こうした外部の人材活用について、十四地域の都道府県・政令市教委に実践研究を委嘱、事例集を作成してもらう。

インターネット利用の授業展開へ

「情報化による教育立国プロジェクト」は、六カ年計画で取り組む。学校での日常的なコンピューター活用を通して、授業の形態を根本的に変革し、子供の論理的な思考力・創造力・表現力を飛躍的に高めるのが最終目標という。

まず、全国の公立小中高校などに校内LANを五年間かけて整備。工

事が必要な一定規模以上の学校（八千百十九校）に対して経費を補助する。平成十二年度は、公立校千二百十校分の補助額として九十億円を計上、十三年度以降は、千四百六十二校、千六百二十四校、一千七百八十七校、二千二百二十六校と順次要求していき、総額計約六百五十億円を見込む。私立小中学校については、コンピュータ整備とインターネット接続などに対して補助、約十億円を盛り込んだ。平成十七年度までに二千百五十八校分（計約五十五億円）を要求する。

また、質の高い学校教育用の教材ソフトを開発する。この教材ソフトは、インターネットを通じて各学校が活用できるもので、例えば、博物館や大学の研究室などの持つ資料をデジタル化し、史跡や歴史的建築物、自然の風物などをいろいろな角度から自由に見ることのできる映像ソフト（主に社会科や理科）などが考えられている。こうした、学校でのコンピュータ利用環境の整備に合わせて、教育情報を総合的に提供する、教育情報ナショナルセンターを設置し、そこにポータルサイト（情報発信基地）を開設。教員が、全教科について、役立つ教材や指導方法を検索できるシステムを構築する。

家計急変に臨時対応

私学助成では、経常費補助が私立大学で八十億円増の三千八十六億五千万円、私立高校で七十億円増の八百七十四億五千万円を要求。また今

回新たに、低迷する景気動向に対応した「授業料減免事業臨時特別経費」（約三億円）を盛り込んだ。これは、私立小中学校に通う児童・生徒について、保護者の所得がリストラによる失業などで大幅に減った場合などに、授業料を補助するものだ。これまで私立学校の授業料補助制度は、都道府県の単独事業として取り組まれてきているが、失業者の増える中、初めて国費による補助制度を設けることにした。

新制度は、年度途中に保護者の所得が急変し、授業料の納付が困難となった場合に、各学校の判断で授業料を減免するかどうか決定。学校側が都道府県に対して、減免金額を補助申請し、その二分の一を国が補助する。景気動向を見ながら事業の継続を判断することになっているが、当面三年間は継続する方針という。

不況下の進学支援策は、日本育英会の育英奨学事業でも展開。親の失業などで家計が急変した高校生、大学生一人を対象に、奨学金を無利子で貸与する「緊急採用奨学金」を創設する。また、高校生が経済的負担を理由に大学進学をあきらめないですむように、高校段階で奨学金貸与をあらかじめ決める。奨学金予約者を現行より二千七百人増やす。これらの取り組みで、育英奨学事業の財源となる財投資金を三百三十一億円上積みし、千八百二十一億円を要求する。

（時事通信社・丸山実子）

フォーラム

平成10年度 潤いと活力のあるまちづくり自治大臣表彰

まちづくり一般



大塔いきいき文化祭

現地レポート

奈良県

大塔村

森の中の遊・湯・星の村づくり

はじめに

大塔村は、奈良県南部に連なる急峻な大峰山脈の西麓に位置する急勾配の山岳地帯にあります。周囲約八十六km、総面積百一・〇六km²、居住地標高は平均海拔五百二十六・五七mと高く、典型的な山村風景を醸しています。水系は、熊野川水系に属し、南隣の十津川郷とともに奥吉野の隔絶地としての特色を長く保ってきました。

村の歴史は古く、特に本村命名の由来となった大塔の宮護良親王による建武の中興と徳川時代末期の天誅組義拳による維新胎動の地として、広く知られています。

人口は、昭和三十二年に猿谷ダム完成以来減少が続いています。特に昭和三十年代後半から四十年にかけてのわが国の高度経済成長期においては他の大部分の農山村と同様に人口が著しく減少しました。昭和三十五年国調人口二千九百九十一人が昭和五十年には千二百七十四人と半減しています。昭和五十年以降は、減少幅は鈍化したものの漸減傾向にあり、平成十一年九月現在、三百六世帯、七百三十七人です。村の基幹産業は林業ですが、近年の林業不振が村の活力低下となって表れてきました。このため、村では観光産業に



力点をおいた施策を展開することにより、就業機会の確保と定住化促進を図り活性化に努めています。

星 子供達の夢を育む

昭和六十年に入り、全国各地で地域おこしが盛んに行われてきた時代、本村においても地域資源を利用した個性ある観光開発への取り組みが始まりました。林業の不振、人口の減少等、村民までもが元気を失いつつある中、二十一世紀に羽ばたく村の子どもが、将来に夢を育み、大きな視点で物事を考えることのできる人になってほしいという願いを込めて着目したのが、夜空に輝く星でありました。このため村では、天辻峠(標高六百七十m)に「天文学習センター」を建設することとし、昭和六十年には口径四十五cmの反射望遠鏡を持つ天文台を設置、以降宿泊施設としてバンガローの整備にとり

フォーラム

かかりました。しかし、バンガローのみの宿泊機能では天候により集客に大きな影響を受けることから、全天候型施設として「プラネタリウム館」を建設することになりました。平成二年に完成したプラネタリウム館には、専任の解説者を配置し、ストーリー性を持たせた独特の語り口で、今も天文マニアを魅了しています。さらに村ではターゲットを天文マニアからアウトドア指向のファミリー層に広げるため、木の香漂う宿泊施設「ロッジ星のくに」をはじめ、「ちびっこゲレンデ」や「バーベキューハウス」を整備し、これを機に名称も「天文学習センターから「大塔コスミックパーク 星のくに」と改めるなどイメージ戦略を図ってきました。

また県としても、平成五年に道の駅「吉野路大塔」を併設していただくなど、村の意欲に積極的に応えていただいています。さらに、村内にある五新鉄道天辻トンネル（廃線）内が、宇宙素粒子観測に最適の場所であることから、平成九年には、大阪大学が「大塔コスモ観測所」を建設する等、今後「大塔コスミックパーク星のくに」との連携も期待されています。

湯 温泉掘削にかけた夢

観光施設が単に都市住民のためのサービス施設として利用されるに止まらず、村民が関心を抱く施設を建設することが、次の課題でありました。村民の意欲が一挙に沸き立つようなインパクトのある事業をと着手したのが温泉掘削でした。永年の村民の祈りが実り、平成六年には泉脈を掘りあて、「大塔温泉 夢乃湯」と命名、平成九年には村民の集会・文化・健康施設を併設した「ふれあい交流館」で日帰り温泉として利用できるよう内容を充実させています。また、既設の赤谷オートキャンプ場にも



魚つかみイベント(赤谷オートキャンプ場)

この温泉を利用した「森林健康館」を併設し、時代にマッチした「湯」の活用も行っています。

遊 文化の創造

このように、短時間にテーマを設定した開発・整備を積極的に行ってきましたが、近年これらの施設を有効に活用したイベントも行われるようになりました。なかでも、平成九年から、「大塔いきいき文化祭」を開催していますが、ジャズやラテンコンサート、村に伝わる民話をもとにした創作音楽劇が発表されるなど、創意工夫を凝らしたイベント等が繰り広げられています。

成果 定住できるむらづくりへ

観光施設の充実に伴い、村民の雇用場が広がりました。村では財団法人を設立し、施設の効率的な管理運営に努めています。平成十一年四月現在、これらの施設では四十名を越える従業員が就業しており、村役場に次ぐ雇用の場となっています。

「大塔コスミックパーク星のくに」「道の駅吉野路大塔」「赤谷オートキャンプ場」「ふれあい交流館」の整備により、年間約二十万人(推計)の観光客が大塔村を訪れるよ

フォーラム

うになりました。施設整備を始めた平成三年度に比較して約十倍の増となっております。

これらの施設を利用して、都市住民と村民との交流も活発に行われるようになりましたが、それにも増して村民どうしの交流の場として大いに利用されています。

特に「ふれあい交流館」は、社会福祉協議会や福祉ふれあいの会の活動の場でもあり、温泉入浴ができるデイサービスには、多くのお年寄りが足を運んでくれてます。また、来るべき介護保険制度に対応できるよう二級ヘルパー養成講座が開催されていますが、三十七名の受講者があり、講座を通じてふれあいの輪が広がっている



ちびっこゲレンデ

ことは、大いに喜ばしいことだと思えます。

今後の展開 郷土愛の醸成

「遊湯屋」をキャッチコピーに、村のPRを積極的に展開中であります。さらに、吉野魅惑体験フェスティバルなど広域イベントを実施するなど、多くの人達が訪れる村にと様々な取り組みがなされています。

平成十年度から、郷土館の建設を進めています。郷土の歴史・民俗資料を展示し、併せて山村の食文化を都市住民とともに実演・体験できる場としたい。さらに、訪れた観光客にすこしでもやすらぎを与え、また村の景観に彩りを添えるため、道路沿いに花木を植えるなど、今後とも都市住民と村民との心のふれあいを大切にしたい事を村民と一体となって展開していきたいと考えています。

(大塔村長 北村年宏)



随 想

「絵本」によるまちづくり



山 県 長
島 町 田 力
富 山 吉
お 大

随
想

富山県は来年県政二度目の国体を迎えることになっている。弓道競技を開催する当大島町は富山平野の中心部に位置し、県都富山市から一五km、高岡市から五km、JR北陸線沿いの面積七・九六kmと県内三五市町村の中で三番目の広さしかない町である。ちなみに大島と名のつく町村は全国で七町村あり、東京・長崎・山口の町と、新潟・長崎・福岡の村である。

八年前から私の呼びかけで全国大島リンク会議を開催し、切磋琢磨しながら、仲良くさせていただいている。

高度成長の始まる前の当町では平坦地が広がり、水稲の単作地帯に含まれる純農村であったが、交通上の要地にあるためモーターリゼーションの進行につれ、町を東西に貫く県道富山・高岡線沿いに

工場や商店が軒をつらねるようになり急速に都市化が進展し、昭和三十年に五、〇〇一名の人口が今日九、二六三名を数え近隣町村に通勤するサラリーマンのベッドタウンとなっている。

町民の平均年齢は県内で二番目に若く、町政にも多様な要望が寄せられている。

私は昭和六十三年から町政を担当させていただいておりますが、かつては自慢する特産品も、町外の方に案内する名所もなかった町でありました。特徴のない町に何か代名詞になる施策をと思いめぐらし、「絵本」によるまちおこしをと一念発起し、平成三年町総合計画に絵本文化推進事業を盛り込みました。

構想の発表当初は、町議会や各種団体の会合でも「絵本」を使っ

て自治体が事業を興すという試みがなかなか理解してもらえず苦労いたしました。県の中沖知事さんが大変絵本文化に理解があり、強い応援をいただいて平成三年六月に事業認定をいただきました。

その後、平成六年に活動の拠点となる「大島町絵本館」が完成しました。当時の町の一般会計二十六億五千万円の予算規模で十三億五千万円の事業費であり、事業が上手くいかなければ相当の覚悟で臨みました。幸い、時代が求めていた施設の趣きで平成六年開館以来、今夏まで二十三万五千人の入館者を数えております。近年は、国内外の絵本作家の原画展やさまざまな催事も行い、六月には発足したばかりの日本絵本学会の第二回総会も行われようやく全国に知られるようになりました。

「三つ子の魂百まで」と言われるように、幼児期に絵本によって培われた心性は、時には生涯の生きざまを左右します。それほどに絵本の持つ力は大きいのです。

少子、高齢の時代を迎えた日本。私たちは戦後の民主主義と、高度経済成長を通して物質的な豊かさを相達成したと言われている。

しかし、ここ数年信じられない凶悪な事件が多発している。今一度、幸福とは何かを基に私たちの

たどった道程を再発見し、人々の精神や魂の豊かさ・自由さ・心が健やかに発心する雰囲気を作り出せるように思いをいたすべきではないでしょうか。

国会では世紀の変わり目にふさわしく、国旗国歌法・通信傍受法・住民台帳法など生活に密着する法律が可決されている。今こそ日本人とは何か、日本国とは何かといった根本的な思索とともに、私たちはどこへどのように何を求めて行くのか、地方分権の夜明け前の今日、私たちはもっと議論し、過疎、過密、自然保護、介護や福祉の問題もより深く掘り下げるべきではないでしょうか。

絵本という学際的なソフトが、人間の幼児期の発達に多分に関わっていることは、だれしも認めることである。

「もっと自由に・もっと豊かに」とは、イタリアの芸術家ブルーノ・ムナリーの言である。

私たちは勇氣と創造力を駆使して、子どもが授かっている(内なる力)を引き出し、その力を伸ばしてやることにより、未来の豊かな地域づくりにつなげていきたい。

情 報

政策リーダー

政策リーダー

保育指針の改訂まとめ
―中央児童福祉審議会保育部会―

厚生省・中央児童福祉審議会保育部会は十月十九日、保育所の保育指針をまとめた。

指針は、保育所に入所している児童への日々の保育内容等に関する視点や方向性等を、保育所保育のガイドラインとして示したもので、昭和四十年に制定、平成二年の改訂を経て、現在に至っている。今回の改訂は、改訂後も少子化の一層の進行、女性の社会進出の増大等、保育を取り巻く環境が著しく変化する中で児童福祉法の改正（平成九年六月）や幼稚園教育要領の改定（平成十年十二月）、エンゼルプランの策定が行われたこと等を受け、環境の変化に対応するために行われた。

改訂の主な内容は、①保育所機能に地域の子育て、家庭に対する支援機能を新たに位置づける、②保育士の保育姿勢について、研修による専門性の向上、守秘義務の徹底、体罰等の禁止等の項目を新たに設ける、③家庭・地域社会・専門機関との連携、協力関係の必要性の明確化、④「健康・安全に関する留意事項」に「乳幼児突然死症候群（SIDS）」、「アトピー」性皮膚炎対策、児童虐待等への対応を盛り込む⑤幼稚園教育要領同様に五領域（健康・人間関係・環境・言葉・表現）を維持するとともに、「生きる力の基礎を育てる」、「自然体験・社会体験の重視」等幼稚園教育要領の改正との整合性を図る等である。

なお、同指針は十月二十九日付児童家庭局長名で都道府県に通知しており、二〇〇〇年四月から施行される。

「国土調査に関する懇談会報告書まとめ」
―国土庁―

国土庁は、この度「国土調査に関する懇談会」の報告書について取りまとめた。

これは、第四次国土調査事業十年計画が十一年度をもって完了する事を機に、国土調査事業の実績、効果及び問題点の分析を行うとともに、今後の調査の進め方、次期計画の考え方等、国土調査が進むべき方向について整理したもの。

地籍調査については、その重要性が増大してきているにもかかわらず、現在までの実績は今なお調査対象面積の四十三%を完了するに過ぎないため、①地籍調査の促進方策の導入②新たな十力年計画の策定等により、着実に調査を推進する必要があるとしており、計画策定後も事業の進捗状況について厳しくフォローアップし、常に問題点の把握及び改善に努め、調査の進捗をはかるため、地方公共団体のみならず、住民に対して地籍調査の様々なメリットについて説明するとともに、未調査によって生じる不利益についても周知に努める必要があるとしている。

また、新たに講ずべき諸方策として、①一筆地調査における立会手続きの弾力化、外部技術者の活用による、調査の円滑な実施②市街地における地籍調査の促進、民間成果活用型地籍調査事業の導入による、市街地における地籍調査の促進を掲げている。

土地分類調査については、各々の調査の性格を踏まえ、次期計画を策定することが望ましいとしている。

新たな砂糖・甘味政策大綱決定

農林水産省は、このほど、新たな砂糖・甘味資源作物大綱を決めた。

これによると、甘味資源作物（てん菜・さとうきび）と国産糖を維持し、国民に砂糖を安定的かつ合理的な価格で供給し、かつ、甘味資源作物の生産者が安心してその生産活動に従事できるように最低生産者価格制度を維持する。最低生産者価格の算定については、需給事情等が価格に適切に反映されるようにするとともに、生産者の生産性向上の努力を促進し、その努力が報われる仕組みとする。

国産糖（甘しや糖及びてん菜原料糖）については、国産糖企業が、最低生産者価格以上で買い入れた甘味資源作物から製造した国産糖を事業団買入対象とし、生産者の所得の確保をはかるとともに、国産原料糖の取引には、入札の仕組みを導入する。

次に、砂糖の価格競争力の強化と需要の維持・増大に向けて、砂糖の卸売価格（現在キロ百三三円）について、加糖調整品との関係やユーザーをはじめとする関係者の意見を踏まえ、一キロ二十円～三十円引き下げを目指す。

また、加糖調整品の輸入を抑えるための対策では、安価な国産砂糖の供給に前倒しで取り組む。

なお、平成十二砂糖年度（平成十二年十月～十三年九月）から新たな制度に移行する。このため最低生産者価格の新たな算定方式、入札の仕組みなどは、本年十二月を目途にまとめる。